

子どもたちの 健やかな未来を守るために

189サポーター養成テキスト



チェックリスト

児童虐待を早期発見するためのチェックリストです。

■ 虐待に該当する可能性が高い場合



Creation
日本児童虐待防止協会
児童虐待相談センター

子どもの様子	
不自然な傷やあざが見られる。	<input type="checkbox"/>
家の外に長時間締め出されている。	<input type="checkbox"/>
洋服や身体が極端に不潔。	<input type="checkbox"/>
食事が与えられていないようだ。	<input type="checkbox"/>
小さい子どもが夜遅くまで遊んだり、子どもだけでウロウロしている。	<input type="checkbox"/>

親の様子	
小さい子どもを家に置いたまま外出している。	<input type="checkbox"/>
自分の行った体罰や極端に怒鳴ったりする等の行為を正当化する。	<input type="checkbox"/>
子どもが怪我や病気をしても医者に連れて行かない。	<input type="checkbox"/>
子どもの怪我等について説明が不自然。	<input type="checkbox"/>

■ 虐待の可能性がある目安

子どもの様子	
家庭内から、何度も子どもの泣き叫ぶ声、叩かれていようような音が聞こえる。	<input type="checkbox"/>
低身長や低体重等、極端な栄養の不足や発達の違いが見られる。	<input type="checkbox"/>
季節に合わない服装をしている。	<input type="checkbox"/>
他人に対する態度が怯えていたり、親を選ぼうとする。	<input type="checkbox"/>
警戒心が極端に低く、周囲の大人に過剰に甘える。	<input type="checkbox"/>
気力がなく、表情が乏しかったり、逆に極端に落ち着きがなく不安定。	<input type="checkbox"/>

親の様子	
地域や親戚等との交流が少なく孤立している。周りからの支援に対して拒否的。	<input type="checkbox"/>
子育てに対して無関心、拒否的。	<input type="checkbox"/>
子どもに対して拒否的な発言をする。	<input type="checkbox"/>
気分の変動が激しく、子どもや他人に対して感情を爆発させる。	<input type="checkbox"/>

発行元

山口県健康福祉部子ども子育て応援局子ども家庭課

令和2年9月第1版発行 〒753-8501 山口市滝町1-1

令和3年12月第2版発行 TEL: 083-933-2744

FAX: 083-933-2799



はじめに

児童虐待防止法が制定されて20年になりますが、児童虐待相談対応件数は毎年増加しています。これまで同様に虐待されている子どもを発見して対応することは大事ですが、さらに進んで、児童虐待を未然に防ぐことができたら、傷つく子どもを減らすことができます。

「困った子」は「困っている子」と言われますが、不適切な養育をする「困った親」は「困っている親」です。誰かの理解や支えや助けを必要としている人ではないでしょうか。

あなたの立場でできること、あなたの立場だからこそできることがあるかもしれません。それぞれが協力して児童虐待を予防するためにできることをして、子どもたちみんなが安心して成長できる社会を目指しましょう。

目次

はじめに	01	サポーターにできること、求めること	09-10
189サポーターについて	02	サポーター対応のQ&A	11
児童虐待の種類と子どもに与える影響	03-04	子ども・子育て家庭へのアプローチ例	12
児童虐待の発生リスク	05	相談先一覧	13
子どもを健やかに育むために	06	参考資料(関係資料)	14
児童虐待の発生を予防するために	07-08	チェックリスト	15

◆ 189(いちはやく)サポーター研修動画

動画視聴による研修を実施しています。

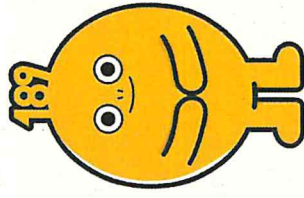
URL <https://www.youtube.com/watch?v=EZjZ0ZNEZU0>

Q 189サポーター

スマホは
コチラから
アクセス



189サポーターについて



■ サポーター認定制度
児童虐待の防止に向けて、子育てに悩む家庭をいち早く(189)見つけ、早期対応につなげるため、県民の皆様と協働し、社会全体で子育て家庭を見守り、支える環境づくりを目指すことに取り組んでいただく方を、「189(いちはやく)サポーター」として認定する制度です。

■ サポーターの活動内容

虐待未然防止のための 支えあい

児童虐待の未然防止に向け、地域の中で、子育て家庭に対し、声かけやちょっとしたアドバイスなどの活動を行っています。

早期発見のための つながりづくり

地域をつながりの中にある身近な相談者として、困難を抱える家庭を発見した場合、早期に必要な対応につなげていただきます。

子どもを見守る 地域づくり

児童虐待の兆しを発見した場合には、児童相談所などの相談機関に連絡して、専門的な対応につなげていただきます。

児童相談所虐待対応ダイヤル (通話料無料)

「児童相談所虐待対応ダイヤル《189》」にかけてお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うことができ、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

イチハヤク


189

児童虐待の種類と子どもに与える影響

■ 児童虐待の定義と特徴について

児童虐待は以下のように分類されます。

身体的虐待




【定義】

- ◆ 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

【特徴】

- ◆ 不審な外傷等で発見するこ
とが多いが、衣服で見えない
ところに傷やあざが残ること
もある。
- ◆ 「しつけ」という名の下で行
われることもある。

ネグレクト




【定義】

- ◆ 保護者としての監護を著
しく怠ること。例えば児童
の発達を妨げるような著
しい減食または長時間の
放置など。

【特徴】

- ◆ 医療ネグレクト、教育ネグレ
クトなど、保護者の価値観
などにより発生することあ
る。

性的虐待




【定義】

- ◆ 児童にわいせせつな行為を
すること又は児童にわい
せつな行為をさせること。

【特徴】

- ◆ 女児のみではなく男児の被害
もある。
- ◆ 女児の被害以上に、男児の
被害は発覚しにくい。

心理的虐待



【定義】

- ◆ 児童に著しい心理的外傷
を与ええる言動を行うこと。
- ◆ 児童に対する著しい暴言
または拒絶的な対応。
- ◆ きょうだい間での差別的
扱い。

【特徴】

- ◆ 児童の目の前で夫婦等の喧
嘩や暴力を行うことも心理
的虐待となる。

■ 虐待が子どもに与える影響

虐待を受けている子どもは、最も安心であるべき家庭の中に
おいて、存在を認めてもらえない心理的・物理的居場所がなく、
年齢相応の成長を保障されず、子どもの時に受けたトラウマ
により、大人になってから社会生活を送るうえでの大きな
ハンディを背負われることになります。

身体・知能面
 傷やあざ、重大な障害など、
恒久的な障害が生じ
生命の危険につながる
恐れがある。

感情面
 恐怖、怒り、恥辱など
極端な感情状態を
調節したり、我慢したりが
できない。

行動面
 年齢相応の
社会的スキルが
身につかない。

対人面
 人格形成や
他人との信頼関係を
築くことに大きな
悪影響を及ぼす。

児童虐待の発生リスク

児童虐待は、身体的、心理的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合って起こると考えられています。しかし、それらの要因が多いからといって、必ずしも虐待につながるわけではありません。虐待する保護者には、経済不況等の世相の影響や、少子化・核家族化の影響からくる経験の少なさや未熟さ、育児知識や技術の不足、さらに世代間連鎖等多岐にわたる背景がみられ、地域社会からの孤立や人的なサポートの希薄さも要因になっています。

これらのリスク要因を早期から把握して支援につなげることが虐待の発生予防には有効です。



保護者側のリスク

妊娠、出産、育児を通して発生。保護者自身の性格や精神障害、慢性疾患等の精神的に不安定な状態に起因。

【例】

- ・望まない妊娠・出産や若年の妊娠・出産
- ・保護者も虐待を受けて育っている
- ・仕事や人間関係等で過度なストレスを抱えている
- ・特異な育児観や強迫観念に基づく子育て、または子どもの発達を無視した要求等がある



子ども側のリスク

乳児、未熟児、障害児など、養育者にとっても何らかの育てにくさを持っている子ども等。

【例】

- ・よく泣く、なかなか泣き止まない
- ・怒りやすく、なだめにくい
- ・こだわりが強い、要求を強く表す
- ・慢性疾患や障害がある



養育環境のリスク

家庭の経済的困難と社会的な孤立が大きく影響。孤立した家庭は、子育ての情報を持っていないことがリスクを高める。

【例】

- ・親族や地域との関わりを持たず孤立している
- ・夫婦不和や言い争い、暴力(DV)がある
- ・未婚を含むひとり親家庭や、多子家庭である
- ・内縁者や同居人がいる家庭である
- ・異父、または異母のいる家庭である



その他のリスク

【例】

- ・妊娠の届け出が遅い、母子健康手帳未交付、妊婦健診未受診、乳幼児健診未受診である
- ・飛び込み出産、医師や助産師の立ち合いがない自宅等での分娩である
- ・きょうだいへの虐待歴がある
- ・関係機関からの支援を拒否する

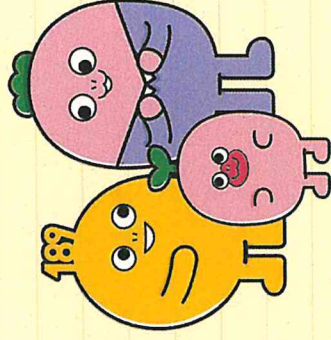
子どもを健やかに育むために

～愛の鞭ゼロ作戦～

子育てをしていると、子どもが言うことを聞いてくれなくて、イライラすることがあります。つい、叩いたり怒鳴ったりしたくなることもあります。一見、体罰や暴言には効果があるように見えますが、恐怖により子どもをコントロールしているだけで、なぜしかられたのか子どもも理解できていないこともあります。

最初は「愛の鞭」のつもりでも、いつの間にか「虐待」へとエスカレートしてしまふこともあります。そして、「愛の鞭」が虐待にエスカレートするのは、子どもの態度だけではなく、親のストレス、社会の状況など、様々なことが引き金となり得ます。

つまり、児童虐待は、一部の特別な家庭のみに起こる問題ではなく、どこの家庭にでも起こり得る問題であることを社会全体で理解することが、虐待のない社会作りの第一歩となります。



子どもたち一人ひとりの気持ちに寄り添い、子育て中の保護者が安心して子育てできる社会の実現のためには、周りの人たちの正しい理解と、ちょっとした声かけが必要不可欠です。

児童虐待の発生を予防するために

児童虐待は、身体的や精神的、社会的、経済的などさまざまな要因が複雑に絡み合っており起っています。最近では少子化や核家族化、コミュニティの崩壊に経済不況等の世相が加わり、どの家庭にも起こり得るものとして捉えられつつあります。このような認識のうえ、虐待を発生させるリスク要因を意識し、児童虐待防止の取組を進めていく必要があります。

子どもの権利条約と権利擁護

日本が1994年に批准した「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の人たちを子どもと定義し、世界のすべての子どもたちにも、自らが権利を持つ主体であることを約束しています。



周囲の関係者が子ども権利条約を理解し、子どもや家庭に関わることで虐待等が起こる子どもの権利侵害を見逃さずに適切な対応を行っていくことが必要です。

通告の対象となる子ども

必ずしも虐待の事実が明らかでなくとも、子どもの安全・安心が疑われるような「児童虐待を受けたと思われる子ども」についても通告義務が生じます。このような通告が広く周知されることで児童虐待の早期発見につながります。



通告に誤りがあったとしても、児童虐待防止法の趣旨に基づいたものであれば刑事上、民事上の責任を問われることはありません。

虐待の判断にあたっての留意点

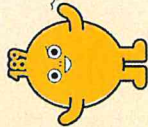
子どもや保護者の状況、生活環境から総合的に判断を行っていきます。着目するポイントは保護者の意図するとは関係なく、子どもの立場から見ると「子どもの安全と健全な育成が行われているか」です。



虐待かもしれないと悩んだら、児童相談所虐待対応ダイヤル(P.02)や相談機関(P.13)へ相談しましょう。

虐待を受けている子どもから相談を受けた場合

相談したことが保護者に知られたら困るという不安を持っている場合が多いので、子どもの不安を受け止め、自ら相談したことを尊重し、丁寧に説明することが重要です。推測や思い込み、誘導するような質問は避け、慎重に対応していくことで子どもの置かれた状況を理解できます。



虐待の内容や周囲に協力してくれる人がいるか、子どもが一人で行動できる範囲を把握することが重要です。また、緊急の場合に助けを求めることが出来る場所(警察等)や方法を教えてください。

虐待をしている保護者から相談を受けた場合

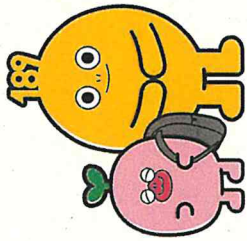
虐待者本人から相談するのは相当の勇気と決断を要することである点を理解したうえで話を聞くことが大切です。保護者の精神状態や虐待の程度によっては危機的状況にあって早期介入が必要な場合もあることを留意しておきましょう。



虐待の内容、援助をしてくれる人がいるか、どんな援助を求めているか、また家族関係や生活の状況、虐待を受けている子どもに対する気持ち等を聞き、虐待の状況や背景を把握しましょう。

サポーターにできること、求めること

児童虐待が起こってからの養育環境の改善をおこなうのは容易ではないため、予防することが重要です。虐待リスクを見つけ、行政や専門機関につなげるサポーターの存在が必要です。



■ 発生予防のための寄り添い

保護者の子育てに対する不安を解消することは、児童虐待を未然に防ぐことにもつながります。手を差し伸べるメッセージを保護者に伝えることが大切です。

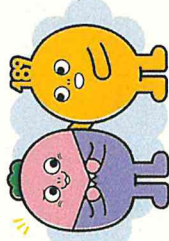
[見守り]

外先の公園などで出会った親子に対し、あたたかい気持ちで接してください。赤ちゃんに微笑みかけたり、ベビーカーや荷物を運ぶのを手伝うといったほんの些細な行動が、子育て中の保護者の支えになります。



[声かけ]

「虐待かも」と思ってしまうような気になる様子が親子にあった時は、知り合いなどであれば、可能な範囲で声をかけてみてください。子育ての大変さを誰かに聞いてもらうだけでも、気持ちが軽くなるものです。



[アドバイス]

サポーターの皆さんの中には、子育てを経験済みの方もいらっしゃると思います。ご自身の経験や失敗を通して得たことなどを、伝えられる範囲でアドバイスしてあげることが、子育てを辛いと思っている保護者にとって、とても勇気づけられる内容かもしれません。

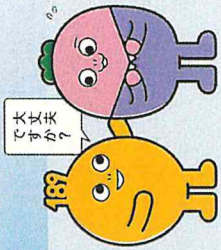


■ 段階に応じた虐待の発生を防ぐ関わり

児童虐待の発生予防から早期発見、通告、再発予防まで段階に応じて適切な方法を保護者と相談機関が一緒に考えていきます。

発生の予防

子育てに悩む方が、周囲の人に気軽に話せる環境(雰囲気)づくりに取り組むことが虐待の発生予防には効果的です。地域の方には、子育て家庭の身近な相談者、聞き役、支え役としての役割が期待されます。



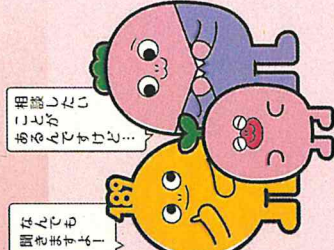
早期発見・早期対応

児童虐待の発生を予防し、虐待のあった家庭を支援するためには、家庭の養育状況やリスク要因を的確に把握して支援につなげることが必要です。地域の方は、児童虐待の早期発見のため、気になることがあれば、いち早く(189)市町や児童相談所といった関係機関に連絡することが重要です。



再発の予防

虐待の再発を予防することが、虐待対応では非常に重要なポイントであり、保護者と子どもの関係を再構築するプログラムに取り組んだり、再発を防ぐため、地域で見守りを続けたりすることが大切です。ただし、「見守り」は決して「監視」ではありません。保護者から「自分を心配してくれる人」「何か困ったことがあったら相談できる人」と信頼される関係作りが大切になります。



サポーター対応のQ&A

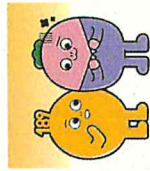
Q1 しつけと体罰は何が違うの？

A1 「しつけ」とは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自立した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。叩いたり怒鳴ったりするのはなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示す等、**本人が理解できる方法で伝えていくことが大切**です。体罰で押さえつけることは、この目的に合うものではなく、許されるものではありません。体罰に服従せず、子どもの身体や心を傷つける行為であれば、それらはすべて「虐待」になります。「虐待かどうか」は、子どもの側に立って考えることが大切です。体罰についても、令和2年4月から法律により禁止されています。



Q2 189サポーターは、虐待を見つけたのが役割？

A2 いいえ、ちがいます。189サポーターを中心に、地域全体で体罰等によらない子育てについて考えていただくとともに、子育てに負担や悩みを抱えている家庭に寄り添い見守ることで、一人で抱え込まずに、**周りの人にSOSが出せるような地域づくり**を行っていただくことです。



Q3 相談機関に連絡(通告)するのはどんな時？

A3 「虐待かも」と気になる親子を発見し、皆さんでは対応が難しいと感じたときは、市町村や児童相談所などの相談機関に連絡してください。その際、**虐待があったことを証明する必要はなく、あなたが虐待と感じた理由を伝えるだけで十分**です。



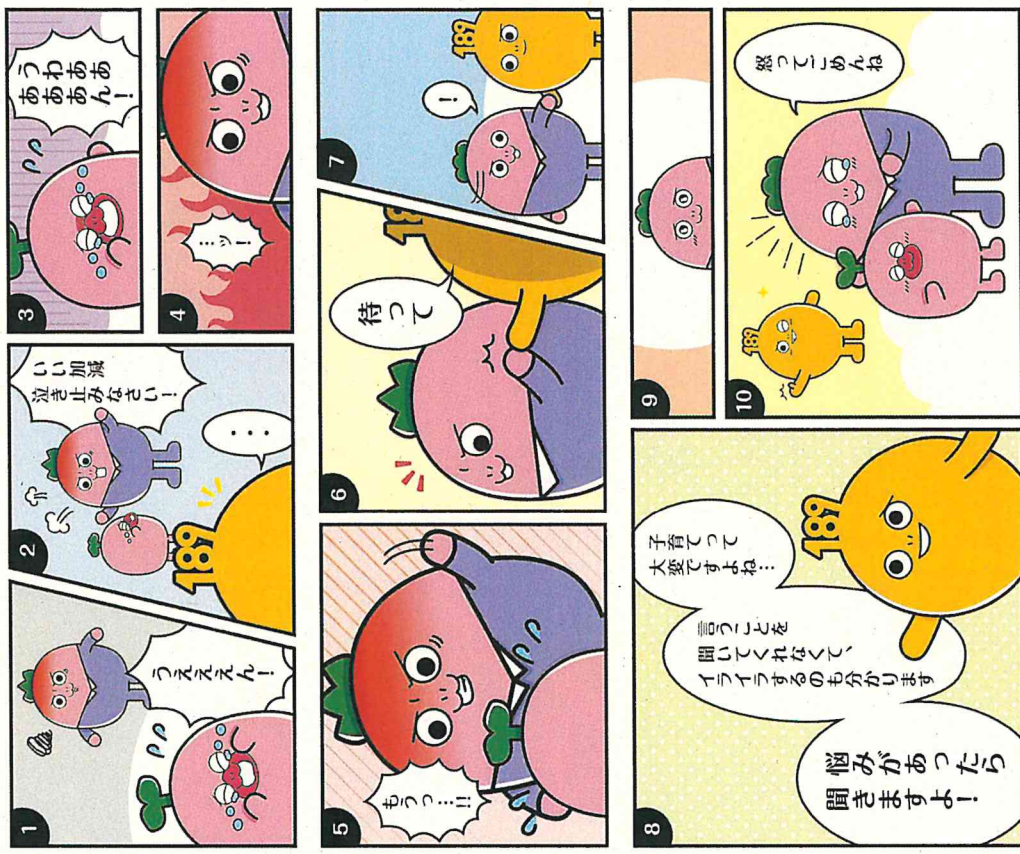
Q4 相談機関に通告するのは抵抗がある…

A4 虐待が起きているほとんどの場合は、親が子育てなどさまざまな悩みを抱え、誰にも相談できない状況にいます。通告は、虐待が疑われる行為を密告することではなく、**本人の代わりに専門の相談機関に支援が必要な家庭のSOSを伝えること**です。



子ども・子育て家庭へのアプローチ例

周囲の方たちの「見守り」[声かけ][アドバイス]が親子関係の悪循環を断ち切るキッカケとなり、虐待防止につながります。



相談先一覧

家庭内の「不安や心配」なことを気軽にできる相談窓口です。

下関市	子ども家庭支援課 相談支援係	☎ 083-231-1432
宇部市	子ども・若者応援課 子育て世代包括支援センター	☎ 0836-31-1732
山口市	子育て保健課 家庭児童相談室	☎ 083-934-2896
萩市	子育て支援課 家庭児童相談室	☎ 0838-25-3536
防府市	子育て支援課 子ども相談室	☎ 0835-25-2414
下松市	子育て支援課 家庭児童相談室	☎ 0833-45-1873
岩国市	子ども支援課 子ども相談室	☎ 0827-29-5076
光市	子ども相談センターきゅっと	☎ 0833-74-5910
長門市	子育て支援課 家庭児童相談室	☎ 0837-23-1225
柳井市	社会福祉課 家庭児童相談室	☎ 0820-22-2111(代表)
美祇市	地域福祉課 地域子育て支援室	☎ 0837-52-5228
周南市	あんしん子育て室 子ども・子育て相談センター	☎ 0834-22-0850
山陽小野田市	子育て支援課 家庭児童相談室	☎ 0836-82-2527
周防大島町	福祉課 家庭児童相談室	☎ 0820-77-5505
和木町	保健相談センター	☎ 0827-52-7290
上関町	保健福祉課 子育て支援係	☎ 0820-62-0184
田布施町	町民福祉課 児童係	☎ 0820-52-5810
平生町	町民福祉課 子ども班	☎ 0820-56-7113
阿武町	健康福祉課 福祉保険係	☎ 08388-2-3115

児童相談所
虐待対応ダイヤル

☎ 189

【いちはやく】

通話料 無料

児童相談所

中央児童相談所	☎ 083-902-2189	宇部児童相談所	☎ 0836-39-7514
岩国児童相談所	☎ 0827-29-1513	下関児童相談所	☎ 083-223-3191
周南児童相談所	☎ 0834-21-0554	萩児童相談所	☎ 0838-22-1150

児童家庭支援センター

下関市	なかべこども家庭支援センター「紙風船」	☎ 083-250-8721
山口市	こども家庭支援センター「清光」	☎ 0836-65-1188
防府市	子ども家庭支援センター「海北」	☎ 0835-26-1152
岩国市	はるかこどもの相談センター	☎ 0827-28-5516
周南市	こども家庭支援センターぼけっと	☎ 0834-25-0605

参考資料（関係資料）

◆ 厚生労働省 児童虐待防止対策

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/index.html



スマホは
コチラから
アクセス

◆ 健やか親子21第2次 愛の鞭ゼロ作戦

URL <http://sukoyaka21.jp/ainomuchizero>



スマホは
コチラから
アクセス

◆ 体罰等によらない子育てのために

URL <https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>



スマホは
コチラから
アクセス

◆ 子ども虐待対応の手引き

URL <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/00.html>



スマホは
コチラから
アクセス

◆ 子ども虐待防止オレンジリボン運動

URL <https://www.orangeribbon.jp/>



スマホは
コチラから
アクセス

◆ 認定NPO法人 児童虐待防止協会

URL <http://www.apca.jp>



スマホは
コチラから
アクセス